

別表第三 移動電気通信役務収支表の様式 (第5条及び第6条関係) (平28総省令30・追加、令元総省令19・一部改正)

移動電気通信役務収支表

事業者名

事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	営業益	営業用	営業	運用	施設	共通	管理	試験	研究	減価	固定	通信	租税	営業益	摘要															
			費	費	保	費	費	費	費	費	償	除	使			公														
移動電気通信役務																														
																携帯電話														
																その他														
																小計														
データ伝送役務																														
																携帯電話・BWA														
																その他														
小計																														
小計																														
移動電気通信役務以外の電気通信役務																														
合計																														

(記載上の注意)

1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役員に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種別の役員に配賦すること。

(2) 二以上の種類の役員に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種別の役員に配賦すること。

営業費	
窓口	契約申込等件数比
料	料金請求件数比
販	売 販売件数比
そ の 他	加入数比、取扱量比 (度数比又は通数比をいう。以下同じ。) 又は回線数比
運 用 費	加入数比又は取扱量比
施 設 保 全 費	関連する固定資産価額 (取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。) 比
共 通 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
管 理 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比
試 験 研 究 費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研 究 費 償 却	同上
減 価 償 却 費	関連する固定資産価額 (帳簿価額をいう。以下同じ。) 比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租 税 公 課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人員費比

(3) 二以上の種類の役員に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種別の役員に配賦すること。

2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

3 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とすること。